

福祉教育委員会資料

## 児童相談所設置のあり方について

令和3年2月5日

こども未来部 こども若者総合相談支援センター

# 目次

---

## 第1章 設置のあり方

1.設置のあり方	3
----------	---

## 第2章 基本的な考え方

1.これまでの経緯	4
2.現状と課題	7
3.児童相談所設置の必要性	14
4.児童相談所設置に向けた視点	17

## 第3章 児童相談所・一時保護所のあり方

1.機能・連携体制	19
2.組織体制・職員配置	25
3.設置場所・施設整備の考え方	32

## 第4章 今後の進め方

1.今後の進め方	37
----------	----

参考資料 1.児童相談所設置等に関する有識者会議	38
--------------------------	----

参考資料 2.愛知県内の児童相談所	41
-------------------	----

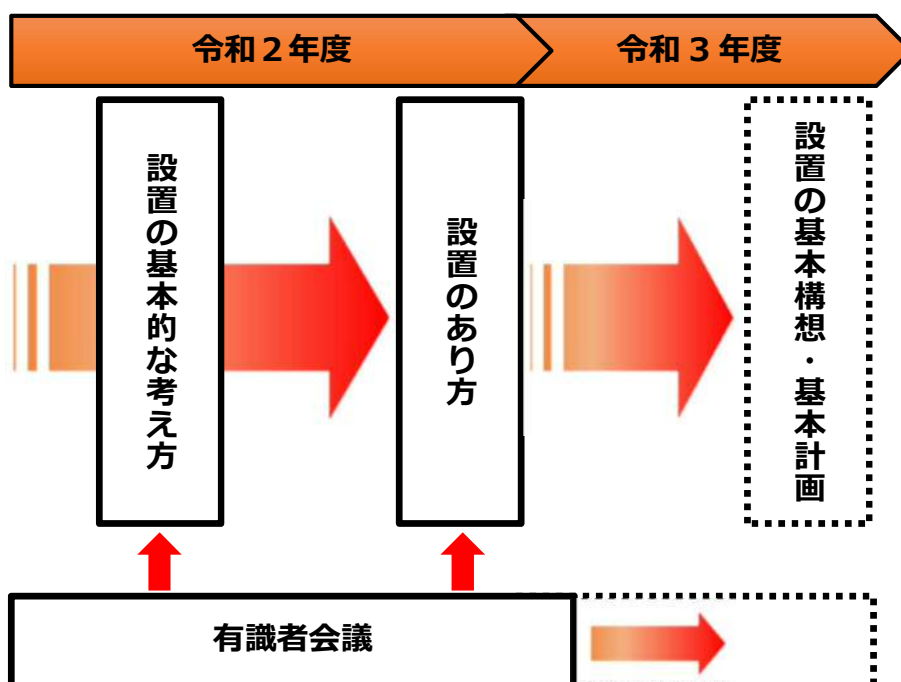
# 第1章 設置のあり方

## 1.設置のあり方

豊橋市（以下「本市」という。）では、令和2年3月に「第2期子ども・子育て応援プラン」（以下、「子ども・子育て応援プラン」という。）を策定し、新たに児童虐待防止対策を重点的に取り組むため、施策の方向に「児童虐待防止に向けた環境づくり」を位置付け、児童虐待の発生予防につながる相談体制、早期支援、周知啓発及び関係機関との連携を強化するとともに、児童相談所設置の検討を含めた児童相談体制の充実を図ることとしました。

そこで、今年度は「児童相談所設置等に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」という。）と「児童相談所設置を含めた児童相談体制のあり方庁内検討会議」（以下、「庁内検討会議」という。）を設置し、本市の現状と課題や児童相談所設置の必要性などを整理・共有する中で、令和2年8月に報告した「児童相談所設置の基本的な考え方について」（以下、「設置の基本的な考え方」という。）を踏まえつつ、引き続き、有識者会議及び庁内検討会議を開催し、児童相談所設置に向けた課題について調査・検討を進めてきました。

この「児童相談所設置のあり方について」（以下、「設置のあり方」という。）では、児童相談所設置によって、さらに本市の児童相談体制全体が充実され、子どもが健やかに成長し、子どもの最善の利益が尊重されるまちとなるために、設置の基本的な考え方で課題となっていたいくつかの項目について、有識者会議の意見を参考にしながら整理するとともに、本市に相応しい児童相談所のあり方を示すものです。



## 第2章 基本的な考え方

### 1.これまでの経緯

#### (1) 子育て環境の情勢

全国的な傾向と同じく本市でも、少子高齢化や核家族化が進んでおり、子どもを通じた交流機会の減少は、子育て世帯と地域のつながりを希薄化する要因となり、孤立している支援の足りない家庭では、家族だけでゆとりを持って子育てすることが難しくなっている現状があります。

少子化対策には、子育て家庭の不安・負担の軽減や、多様な子育て家庭のニーズに応えるため、地域の実情に応じたきめ細かな取り組みを推進することが重要であるとともに、社会全体で子どもの健やかな成長を支えていく必要性が高まっています。

こうした子育て支援への必要性が高まる背景には、児童虐待防止対策の視点も欠かすことはできません。全国の児童相談所が対応する児童虐待相談対応件数は年々増加しており、度重なる痛ましい事件が報道されるたびに、児童相談所をはじめとした行政機関の対応の甘さが世間の関心を集め、子どもと家庭を巡る重要な社会問題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校休業や外出自粛によって、児童虐待等の増加と潜在化が懸念され、子どもの見守りや家庭への継続した支援の難しさに直面したところであり、変化が激しく予測も難しい中でも、子どもと子育て世帯が受ける影響を最小限に食い止めることも必要となっています。

#### (2) 本市における児童虐待防止の取り組み

本市では、平成24年9月に、当時4歳の女の子が育児放棄（ネグレクト）の末、亡くなってしまったという事件が発生しました。この事件では、乳幼児健診の未受診や兄の就学時健診の未受診を把握しながら、保健師や教員の家庭訪問では家族との接触ができず、その一方で、児童手当の支給を継続していました。再発防止に向けた検証を行う中で、関係機関との連携不足があったなどの課題があり、具体的な対策を講じる必要がありました。

この事件の発生を受け、平成25年度以降は、保健所こども保健課の人員体制を強化するとともに、平成28年7月には、保健所こども保健課とこども未来館に「妊娠・出産・子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター・利用者支援事業）」を設置して、妊娠届の面接をこの2か所に集約することで、保健師、助産師の専門職で全数の受付をすることにしました。

また、平成27年度には福祉部内にあった子どもに関連する業務と教育委員会が所管する業務の一部を統合し、少子化対策や子育て支援を推進するため、機構改革により「こども未来部」

を設置しました。児童相談体制の充実については、臨床心理士を増員するなど児童虐待対応の人員体制を強化し、平成 29 年 10 月には「子ども家庭総合支援拠点」と当時青少年センターにあった「子ども・若者総合相談窓口」の一体的整備により、0 歳から 39 歳までの子どもと若者に関する総合的な相談支援の拠点として「こども若者総合相談支援センター（ココエール）」を開設しました。

その他にも、平成 25 年度からは、保健所こども保健課による乳児家庭全戸訪問事業とは別に、地域における見守りの意識を高めるため、民生委員児童委員と主任児童委員による赤ちゃんの生まれた家庭を訪問する事業を開始しました。また、子どもの貧困対策として、子ども食堂など子どもの居場所づくり事業の実施やフードバンク事業、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置・増員など、子どもを守る・支援するための取り組みを進めてきました。

### **(3) 児童福祉法等の改正と中核市の動き**

---

平成 16 年の児童福祉法の改正により、中核市でも児童相談所が設置できるようになり、平成 18 年に横須賀市、金沢市の 2 市が設置したものの、その後続く中核市の動きは 10 年以上にわたり見られませんでした。

国は、増加する児童虐待相談に対応するため、児童相談所の体制強化を進めてきましたが、児童相談所自体の数を増やすことも必要との考えから、平成 28 年 5 月には特別区でも児童相談所が設置できるよう児童福祉法が改正され、国として児童相談所を設置する中核市・特別区への財政支援を拡充することも明示されました。

こうした中、中核市市長会は、平成 29 年度に「地方分権検討プロジェクト」の研究テーマを児童相談所設置における財源措置や人材育成等の課題として取り上げ、令和元年度には「児童虐待防止検討プロジェクト」を設置して活発に議論し、児童虐待防止に向けた提言を取りまとめ、地域の実情に応じて各市が判断するとしつつ、必要な財政支援や人材確保・育成に係る支援を国に求めてきました。

東京都目黒区や千葉県野田市の事件では、虐待を受けた子どもの発したメッセージが大きな反響を呼び、多くの人々が児童虐待への関心を高めるとともに、徐々に児童相談所設置に前向きな自治体にも具体的な動きが見られてきました。平成 31 年 4 月には明石市が児童相談所を開設し、令和 2 年 4 月には世田谷区と江戸川区が、7 月には荒川区が開設し、今後も奈良市をはじめ、いくつかの自治体が具体的に計画を進めています。

#### **(4) 児童相談所設置に向けた本市の動き**

---

本市の児童相談所設置に向けた検討は、広域連合による事務権限の移譲に向けた取り組みから始まりました。平成 27 年 1 月に東三河広域連合が設立され、本市は東三河広域連合による児童相談所設置に向けた調査研究に対して積極的に協力してきましたが、現状では、構成市町村が設置に向けて統一的な方向性を見出すことは難しい状況となっています。

一方、中核市としての本市は、平成 11 年 4 月に中核市へ移行して以降、国や県からの事務権限の移譲を進めるとともに、国に対しては、東三河広域連合による児童相談所設置の可能性についても言及しつつ、児童相談所を設置する中核市への財政支援を拡充するよう中核市市長会を通して要望するなど、設置に向けて前向きな姿勢で取り組んできたところです。

本市では、ここまでの経緯を改めて整理し、中核市・特別区の取り組み状況、国の設置促進に向けた支援の動きや東三河広域連合による議論などを踏まえ、これまでの着実な取り組みによる成果を活かすとともに、本市の子どもが笑顔にあふれ、安心して子育てできるまちとしていくためには、今が児童相談所の設置に向けて動き出す時機と捉え、今年度設置した有識者会議の意見を聴きながら、本市に相応しい児童相談所のあり方を検討してきました。

## 2.現状と課題

ここでは、まずはじめに児童相談所と一時保護所の機能や役割の概要について説明します。続けて、本市における相談件数の推移や関係機関との連携体制を説明し、現状と課題について整理します。

### (1) 児童相談所の現状

児童相談所の設置目的は、家庭等からの子どもに関する相談に応じ、子どもが有する問題やニーズなどを的確に捉え、最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することにあります。この目的を達成するために基本的な4つの条件を満たす必要があります。

1. 子どもの権利擁護の主体者である明確な意識を持っていること
2. 児童家庭福祉に関する高い専門性を有していること
3. 地域住民や子どもに係る全ての団体や機関に浸透した信頼される機関であること
4. 児童福祉に係る全ての機関、団体、個人との連携が十分に図られていること

児童相談所の設置主体は、都道府県・指定都市及び児童相談所設置市・区になり、令和2年7月時点で全国に220か所設置されており、そのうち中核市は横須賀市・金沢市・明石市の3市です。愛知県内では、愛知県が10か所、名古屋市が3か所設置しています。

【表1】愛知県の児童相談所（配置状況については、【参考資料2】41ページ参照）

センター名	管轄人口（R2.10時点） 及び全体に占める割合	管轄市町村
一宮児童相談センター	790,896人 15.2%	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町
海部児童・障害者相談センター	326,898人 6.3%	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村
春日井児童相談センター	454,732人 8.7%	春日井市、小牧市
中央児童・障害者相談センター	649,661人 12.5%	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町
刈谷児童相談センター	535,716人 10.3%	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
知多児童・障害者相談センター	625,161人 12.0%	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
豊田加茂児童・障害者相談センター	486,002人 9.3%	豊田市、みよし市
西三河児童・障害者相談センター	597,050人 11.5%	岡崎市、西尾市、幸田町
新城設楽児童・障害者相談センター	52,207人 1.0%	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河児童・障害者相談センター	694,662人 13.3%	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
仮) 豊橋市児童相談所	371,925人 7.1%	豊橋市

児童相談所の基本的な機能は、次の4つがあります。

#### 1.市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助

#### 2.相談機能

家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家庭に対する援助決定

#### 3.一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離す一時保護（緊急保護・行動観察・短期入所指導）

#### 4.措置機能

在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等

職員は、所長、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、弁護士等が配置されており、令和2年4月時点での全国の職員数は15,457人で、警察官・警察官OBや教員・教員OBなど様々な職種の職員が働いています。

児童相談所に対応する相談の種類と主な内容は次の6つに分類されます。

【表2】児童相談所の相談種別と主な内容

①養護相談[231,772件 45.9%] 養護相談のうち 虐待以外の養護相談[66,348件 13.1%] 虐待相談[165,424件 32.8%]	保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等
②障害相談[189,180件 37.4%]	肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、発達障害等
③育成相談[41,416件 8.2%]	家庭内のしつけ、性格行動、不登校、進学適性等
④非行相談[13,006件 2.6%]	ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子ども等
⑤保健相談[1,451件 0.3%]	未熟児、疾患等
⑥その他[28,174件 5.6%]	里親希望、夫婦関係等

※[ ]内は、福祉行政報告例より、平成30年度に児童相談所が対応した相談件数・構成比

児童相談所を設置することによって県から移譲される業務は、里親に関する事務や児童福祉審議会に関する事務、療育手帳・特別児童扶養手当に係る判定業務、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所を除く）の認可等に関する事務などがあります。



## **(2) 一時保護所の現状**

---

一時保護所は、児童福祉法第 12 条の 4 に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設で、令和 2 年 7 月時点で全国に 144 か所設置されています。愛知県は、県内に 2 か所設置しています。

費用については、児童福祉法第 53 条に基づき、自治体が支弁した費用の 2 分の 1 を国が負担することとされています。

一時保護を行う主な目的は、次の 3 つがあります。いずれも児童福祉法第 33 条の規定に基づき、児童相談所長の判断で一時保護をすることができます。

### **1.緊急保護**

- ア. 遺棄、家出した子ども等、現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ. 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合
- ウ. 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

### **2.行動観察**

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

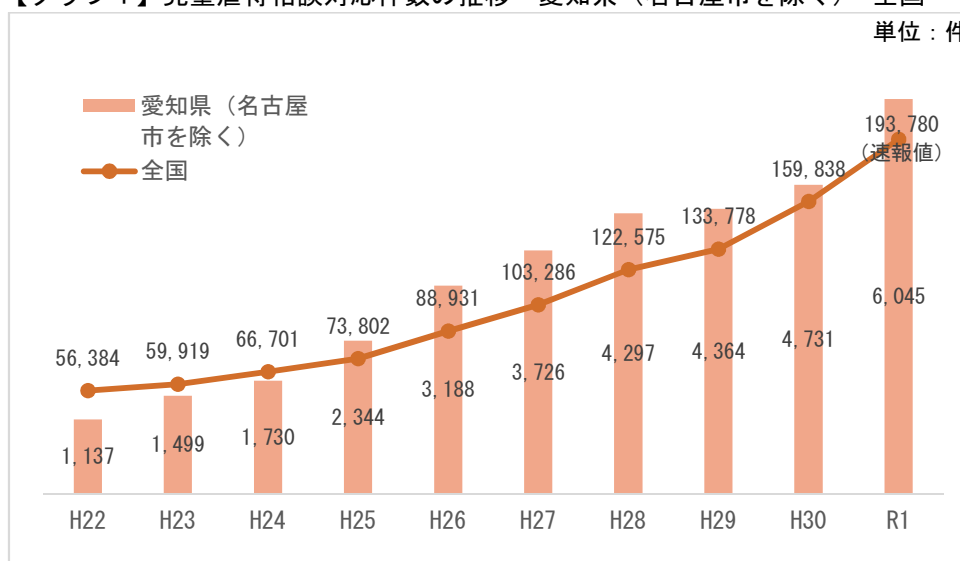
### **3.短期入所指導**

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

### (3) 子どもと家庭を巡る現状

児童虐待については全国、愛知県ともに相談対応件数が増加しており、これらへの早急な対策と体制強化が求められています。平成 30 年度の全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は 159,838 件（前年度比 19.5%増）あり、そのうち一時保護の対応は 24,864 件（15.6%）で、施設入所等は 4,641 件（2.9%）となっています。また、令和元年度の愛知県が対応した児童虐待相談対応件数は 6,045 件（前年度比 27.8%増）、そのうち一時保護の対応は 1,398 件（23.1%）となっており、全国的な一時保護の対応の割合より高くなっています。

【グラフ 1】 児童虐待相談対応件数の推移 愛知県（名古屋市を除く）・全国

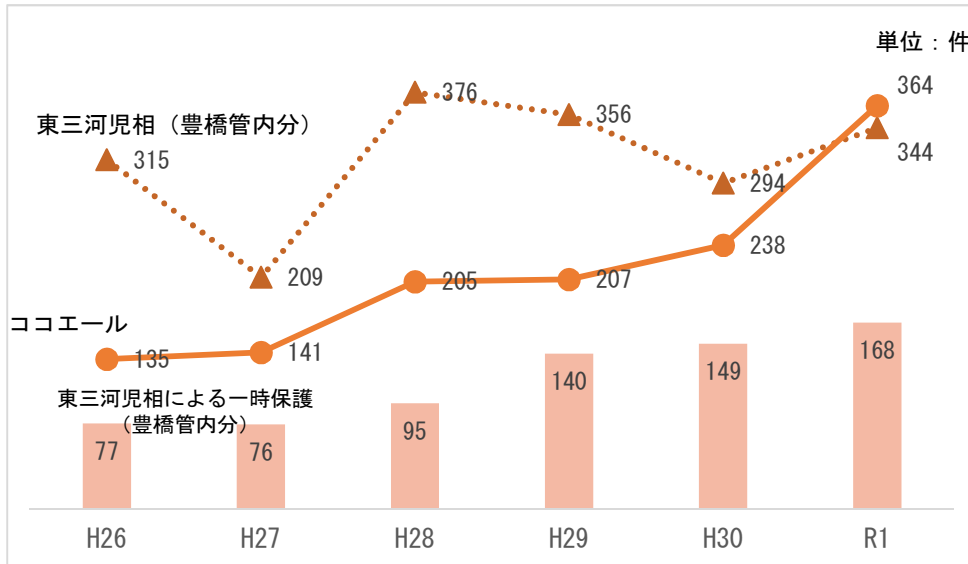


一時保護の対応は、子どもの安全確保において有効である一方、子どもへの心理的負担や保護者の拒否的な態度による職員の負担、一時保護所の定員超過などを招いている実情もあり、一時保護所での十分な受け入れ体制の確保、組織的なアセスメントによる躊躇ない迅速な対応が必要になっています。

児童相談所への児童虐待相談が増加する中でも、一時保護や施設入所等の対応はごく一部であり、児童虐待相談の対象である被害児の多くは、在宅のまま地域で過ごしているため、市町村を中心とした在宅支援の重要性は高まっています。

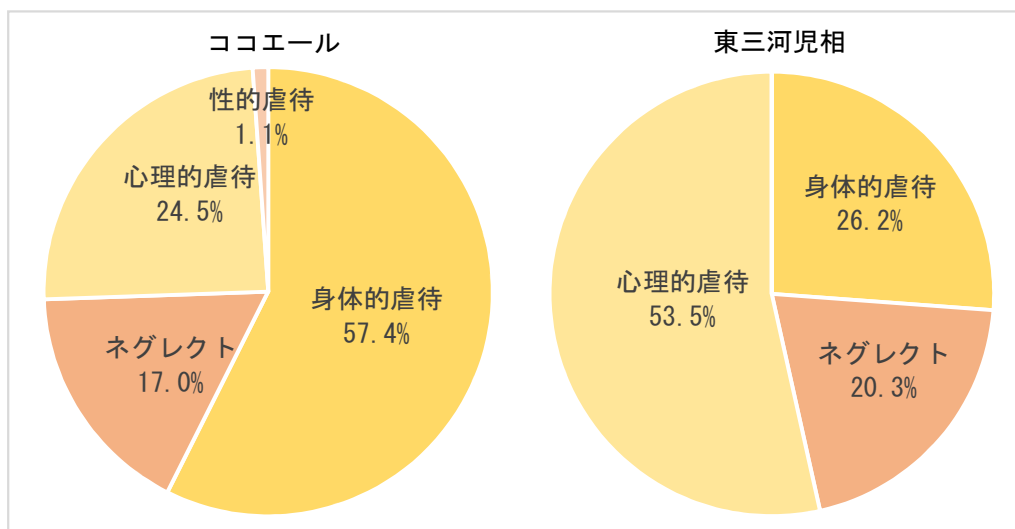
本市の児童虐待相談への対応は、ココエールと東三河児童・障害者相談センター（以下「東三河児相」という。）が別々に受付しており、重複する数も含まれるため、本市全体の把握はできませんが、ココエールに寄せられる児童虐待相談は増加傾向にあり、令和元年度には初めて東三河児相の件数を上回りました。また、本市の子どもが虐待以外の理由も含めて一時保護される件数は増加傾向にあり、本市で一時保護を必要とする子どもは増えています。

【グラフ2】ココエール・東三河児相の児童虐待相談対応件数及び一時保護件数の推移



令和元年度の児童虐待相談種別の割合をココエールと東三河児相で比較した場合、ココエールは身体的虐待が 57.4%（209 件）を占め、東三河児相は心理的虐待が 53.5%（184 件）を占めており、大きな違いが見られます。これは、ココエールの相談経路は学校や保育所、保健所こども保健課など子どもを見守る機関における怪我やあざの発見からの通告が多く、東三河児相への相談経路は、子どもの前で配偶者間の暴力や暴言がある、いわゆる面前DVとして警察が通告する件数が多いことが理由であり、ココエールと東三河児相での連携の深い関係機関の違いとも言えます。

【グラフ3】令和元年度児童虐待相談種別割合



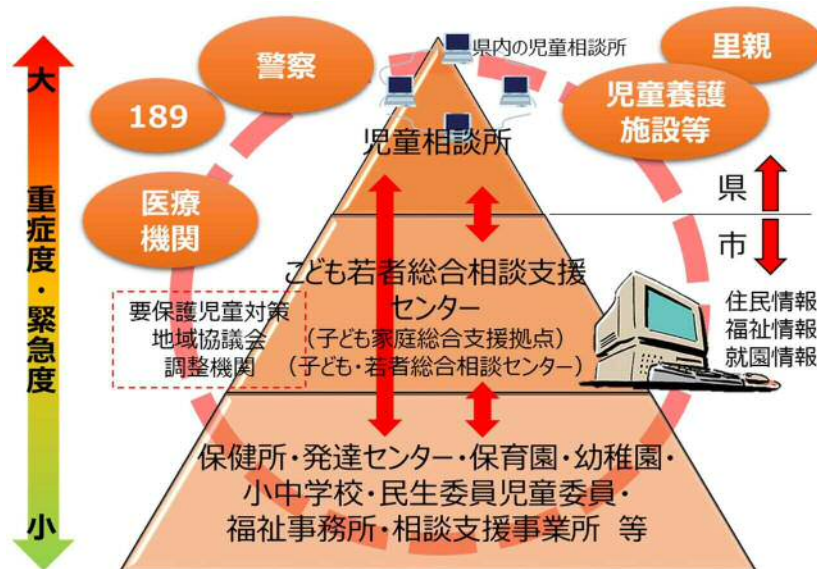
#### (4) 関係機関との連携と課題

本市では、平成17年4月に要保護児童対策ネットワーク協議会（以下「要対協」という。）を設置し、児童虐待をはじめ支援が必要な子どもや家庭に対し、関係機関と連携して取り組んできました。特に、実務担当者による定期的な会議については、児童相談所、警察、保健所、福祉事務所、教育委員会などの関係機関によって毎月開催し、支援している子どもや家庭への関わりについて進捗管理を行い、情報共有や対応の協議を行っています。

児童虐待相談への対応については、児童福祉法及び児童虐待防止法において、市町村若しくは児童相談所に通告することとなっているため、ココエールと東三河児相での二元体制による対応となっています。東三河児相は、主に一時保護が必要な場合に対応し、ココエールは、継続的で比較的危険性の低い場合に対応しています。二元体制では、重症度や緊急性によって役割分担することができますが、関係機関や住民にとっては、どちらに相談してよいのか迷い、躊躇してしまうことが懸念されます。

また、ココエールと東三河児相が別々に相談を受ける中で、例えば、危険性が高いと考えてココエールから東三河児相へ主担当を切り替えたり、東三河児相が一時保護を解除して、ココエールへ在宅支援の主担当を依頼するなど、相談内容の重症度や緊急性によって対応を振り分けています。そのため、円滑に意思疎通を図れない場合やお互いの認識が一致しない場合などは、いずれの機関も関わりがなく、狭間に落ちたように経過してしまったり、押し付け合いになったりすることも起こり得ます。

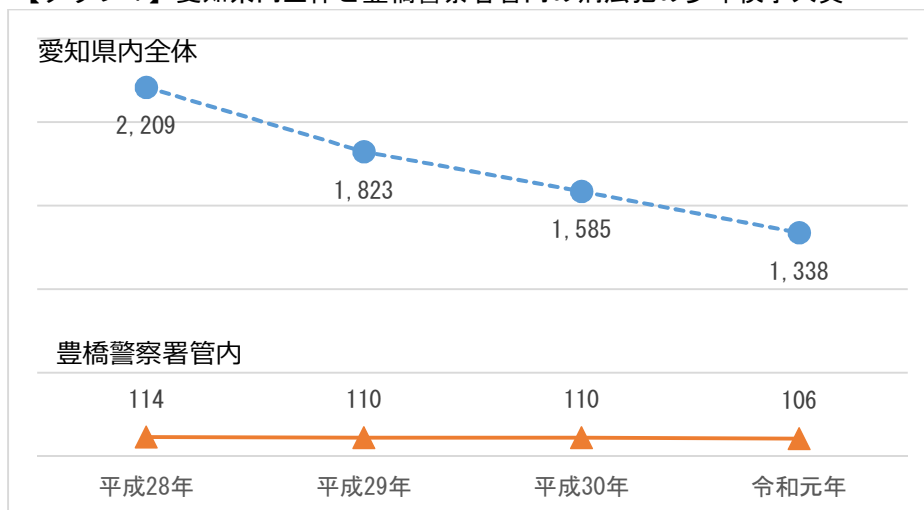
【図1】本市と児童相談所の二元体制（イメージ図）



「子育て支援」では、主に乳幼児期や義務教育期が着目されますが、児童福祉法に規定される児童とは、満 18 歳に満たない者をさし、10 代後半の子どもに見られる課題に対しても、関係機関との連携強化による支援の充実が必要になっています。

愛知県内全体の刑法犯の少年検挙人員は、概ね半減しているものの、本市ではほぼ横ばいのままであり、実効性のある健全育成の取り組みが課題になっています。

【グラフ 4】愛知県内全体と豊橋警察署管内の刑法犯の少年検挙人員



※愛知県警公表資料を元に作成

また、児童福祉法の対象から外れる際の連携にも課題があります。児童相談所には施設入所等の措置権限があり、家庭での養育が困難となった子どもは児童養護施設や里親などで代替的に養育されます。こうした子どもの中には、家庭に引き取られる場合もありますが、18 歳まで施設等で過ごして自立に向かう子どももいます。

児童養護施設に入所している子どものうち約 65%は虐待を受けてきた子どもであり、こうした虐待の影響により 18 歳を迎えたとしても、施設を退所してすぐに社会で自立することが困難な例も少なくありません。そのため、施設に入所した子どもが退所する際にも、児童相談所と地域での切れ目のない支援が必要になっています。

### 3.児童相談所設置の必要性

これまでの経緯や現状と課題を踏まえ、本市が児童相談所を設置することによって、今までよりも効果的で有効であると考える項目についてまとめました。そして、この6つにまとめた要点が、現状で本市が児童相談所を設置する必要性にもなっているものと考えています。

#### (1) 児童虐待相談の増加

- ア. 本市に寄せられる児童虐待相談（通告）は増加しており、効率的な情報収集による迅速な対応が求められています。そのため、住民情報や福祉情報のない県の児童相談所よりも、本市で一元的に対応する方が子どもの特定が早まります。また、児童相談所への相談の経路は半数が警察である一方、本市には様々な機関からの相談と連携があり、これらを本市で集約して対応すれば、1か所で情報が蓄積され、相談歴も網羅的に活用できます。
- イ. 残念ながら本市では、児童虐待など不適切な養育によって子どもが亡くなってしまう事例が、これまでもいくつか起きています。市内で一時保護を必要とするケースも増加しています。そのため、住民情報や福祉情報など多くの情報を持つ本市が一時保護の判断をして対応する方が、一貫した迅速な対応ができるようになります。

#### (2) 関係機関との連携の強化

- ア. 複雑で重層的な課題を抱える家庭への支援では、多様なメニューを臨機応変に組み合わせる必要になります。権限のある児童相談所を、保育や教育、経済的支援など、普段から直接的な支援を行っている本市が設置することによって、課題を抱える子どもや家庭に対して、最適な支援が行き届くようになります。
- イ. 生活保護制度（生活困窮者支援制度）や母子生活支援施設、保育所への入所など福祉事務所の業務と児童相談所の業務が、顔の見える関係性の中で柔軟に協議することができるようになるとともに、確実な情報共有がしやすくなり、関係機関の方針や認識の確認がしやすくなります。
- ウ. 児童相談所との関わりが近い警察、家庭裁判所、児童養護施設、乳児院、里親などと、本市との関わりが近い民生委員児童委員・NPO団体・子ども食堂・教育委員会・医療機関・障害児通所支援事業所などの連携が結び付くことによって、関わりの輪が広がり、子どもや家庭に対して、さらに効果的な支援が提供できるようになります。

【図2】関係機関との連携強化（イメージ図）



### (3) 子育ての多様化と基礎自治体の強み

ア. 多様化する子育てニーズに対して、児童相談所を本市自らの考えによって幅広く子育て支援に活用することができるようになり、市民に身近な基礎自治体としての強みを、より市民に還元していくことができるようになります。また、児童相談所設置に伴って県から移譲される業務について、現状の事務分掌等を見直すことで、療育手帳の判定・児童福祉施設の認可など、市民の利便性を向上させることができます。

イ. 児童相談所は、子どもに関する多様な相談に応じることができる総合的な相談機関であり、本市の子どもや家庭を多面的に広く・深く理解することができます。そのため、虐待が発生した後の対応ばかりではなく、虐待が発生する前に必要となる事業や施策を考えて、本市の関係機関や地域の活動と協働することで、虐待の発生予防にも児童相談所を活用することができるようになります。

### (4) 母子保健・療育との連携

ア. これまでの厚生労働省による児童虐待死亡事例検証において、約 50%が0歳児となっており、妊娠期からの児童虐待防止対策は重要な取り組みとなっています。母子保健分野における妊娠届や乳幼児健診は、全数への関わりであるため、スクリーニングからのハイリスク群に対して、児童相談所と迅速な情報共有を図ることができるとともに、専門性の高い児童相談所を身近な相談機関として活用することができるようになります。

イ. 小中学校や保育園・認定こども園などでは、障害児としての特別支援を必要とする子どもが増えており、障害児への早期支援の充実が本市の課題でもあります。そこで、児童相談所での障害相談とこども発達センター、医療機関、児童発達支援センター、相談支援事業所などとの連携による早期療育への対応や、児童相談所等に配置される心理職員との交流などを図ることで、本市の障害児福祉の充実を図ることができます。

## **(5) 10代後半児童への支援**

---

本市の刑法犯のうち少年の検挙人数は高い傾向にあり、児童相談所が取り扱う非行相談と本市が行っている健全育成・更生保護などの取り組みが連携することで、安心なまちづくりに寄与することができます。また、本市では、全国的にも早い段階から若者支援に取り組んできた実績があり、児童養護施設での10代後半児童や施設退所児の支援とのつながりを持つことで、本市に相応しい児童相談所にすることができます。

## **(6) 中核市としての意義**

---

ア. 児童相談所設置は、中核市だからこそできる権限移譲であり、自らの決定によって地域の実情に合わせたまちづくりを行う中核市としての存在意義をさらに発揮することができ、東三河広域連合を構成する中核市として積極的に権限移譲を進めることで、東三河地域における子育て支援の取り組みをリードすることができます。

イ. 愛知県の一時的保護所は、県内10か所ある児童相談所に対し、尾張地域と三河地域の2か所にあり、本市が一時的保護所を設置し、県と相互に活用を図ることによって、高い入所率が続く一時的保護所の定員が増え、県内全体でも有益な効果をもたらすこととなります。



## 4.児童相談所設置に向けた視点

子育てを巡る制度、経済状況やコロナ禍での生活など、子どもの置かれている環境が目まぐるしく変化する社会の中で、本市の目指す姿を見失うことなく、中核市として責任を持って取り組むためには、設置の基本的な考え方で示した6つの視点をもとに、児童相談所を設置することだけが目的となることなく、設置することによって、子ども自らが未来を描いていけるような本市となることを目指します。

### 視点 1.一貫した支援による自立した相談体制をつくります

相談窓口の一元化により、相談からの在宅支援や一時保護、家庭復帰後の支援まで漏れなく自ら一貫した対応ができる体制を目指します

### 視点 2. きめ細かい連携と情報共有を強化します

本市にある支援メニューや相談窓口、NPO団体、子ども食堂など、身近で顔の見える関係を活かし、関係機関との連携を強化して相乗効果が生まれることを目指します

### 視点 3. 虐待の発生予防と子育て応援を推進します

子どもに関する総合的な相談拠点の中に児童相談所を位置付け、相談しやすく、虐待の発生予防として丁寧な支援に取り組み、子育てしやすい環境づくり、子育てを応援するまちを目指します

### 視点 4. 妊娠期からの早期支援と障害児への発達支援を充実します

周産期関係機関との情報共有による早期支援を強化するとともに、児童相談所と障害児支援との重層的な連携による発達支援を充実し、切れ目のない支援を目指します

### 視点 5. 若者支援との切れ目のない支援に取り組みます

既にある子ども・若者相談や子ども・若者支援地域協議会との連携により、児童福祉の対象から外れてしまう「18歳の壁」を越える若者支援までのつながりを目指します

### 視点 6. 東三河地域や県との広域連携を進めます

東三河広域連合を構成する中核市として、先駆的に児童相談所設置に取り組み、県内の児童相談所のひとつとして広域連携を図り、より有益性を発揮できるように検討を進めます

また、本市は誰もが安心して暮らせる地域を目指し、国連が提唱する 2030（令和 12）年を目標年次とする持続可能な開発目標（SDG s）にのっとり、「誰一人取り残さない」社会、「持続可能な豊橋市」の実現に向けた取り組みを推進しています。

児童相談所設置に向けた取り組みは、貧困の影響や暴力をなくすこと、子どもの意見表明など子どもの権利を実現するためのものであり、SDGs の達成にも資するものです。

そのため、この設置のあり方も、SDG s が示す次の目標を念頭に、子どもを中心として「誰一人取り残さない」社会、「持続可能な豊橋市」を目指します。



## 第3章 児童相談所・一時保護所のあり方

### 1.機能・連携体制

児童相談所設置は、県からの権限移譲であり、これまでの本市になかった機能を持つこととなるため、新たに移譲される事務、これまでにはない関係機関との効果的な連携のあり方を検討することが重要になります。

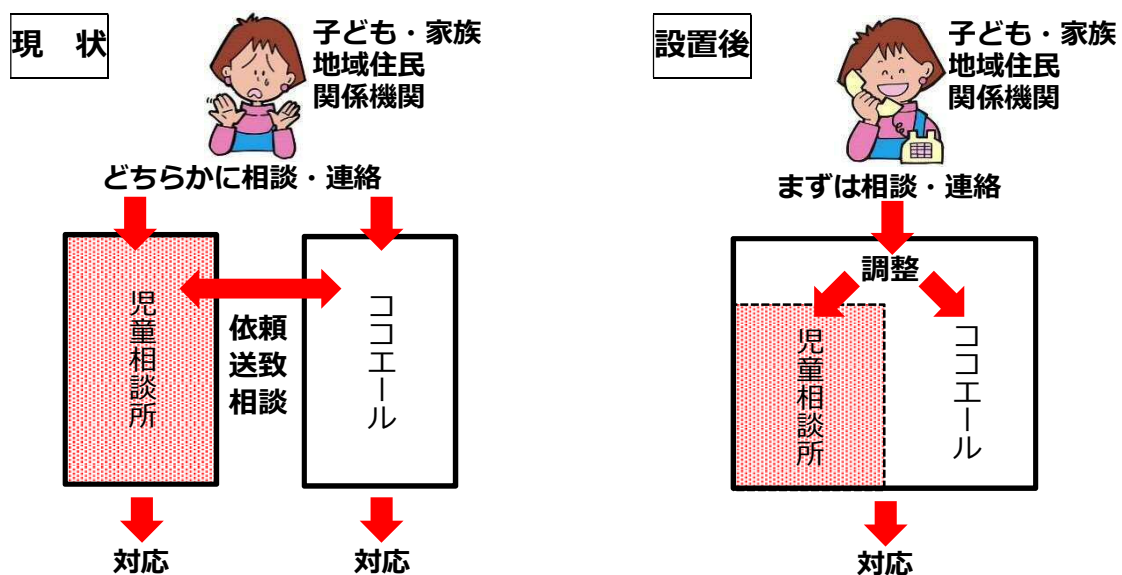
#### (1) 相談・受付体制

今年度実施した「市民意識調査」によれば、こども若者総合相談支援センター（ココエール）の認知度は 12.7%で、8割以上の市民が「知らない」と回答しているため、子どもや子育てに関して、身近な場所で一緒に考えていくことができる相談機関として周知する必要がある一方、関係機関の中では、「子どもが心配・困ったときに、まずはココエール」との認識が高まっています。

そこで、本市の児童相談所設置後の相談体制は、図3のとおり、これまでの0歳から39歳までの子ども・若者総合相談支援機関としてのココエールの取り組みを全面的に維持しながら、児童相談所設置後も、引き続き、ココエールの周知を図りつつ、子ども・家族や地域住民などが、ためらうことなく相談できる受付体制にします。

そして、警察・全国共通ダイヤル 189・関係機関・家族・地域住民などから受けた相談に対して、迅速な情報収集により緊急性や危険性などを評価・判断し、児童相談所による強制的な権限が必要なのか、支援的な関わりが必要なのかを調整することで、これまでの県とココエールによる二元体制から、一元的に相談を受け付け、子どもや家庭に対して、支援できる体制にします。

【図3】設置後の相談体制（イメージ図）



## (2) 一時保護のあり方

---

児童相談所の設置によって、市の業務との最も大きな違いは、一時保護の権限をもつことであり、「子どもを守る」ことの象徴的な機能といえます。

一時保護による子どもの身体的・精神的な負担をできるだけ軽減し、児童相談所として一時保護の必要性を的確に判断したうえで、躊躇なく、円滑に保護するためには、本市独自の一時保護所を設置し、児童相談所と併設することが必要であると考えています。

特に、虐待を受けて保護される子どもが初めて出会う社会的養護施設といえることから、一時保護所での安心・安全の体験は、その後の支援の受け入れや被害からの回復にとって大変重要な意味をもつものと考えられます。

一時保護所の機能を十分に発揮するためには、子どもの権利擁護の視点に基づき、虐待を受けて、不安な気持ちで入所する子どもに安心を与える環境整備と、子どもに向き合い、頼れる大人として寄り添うための職員配置が必要になります。

また、一時保護中の子どもへの学習環境や、事件性のある事案での児童相談所・警察・検察による三機関協同面接、感染症対策など、子どもが安心・安全に過ごせる養育環境をハード面だけでなく、ソフト面（機能面）でも配慮する必要があるとともに、非行少年への対応や引き取り要求の高い保護者への対策など、子どもの特性や保護者の置かれている状況に応じて、一時保護所以外の児童養護施設や里親等への委託が適当な場合には、柔軟に一時保護委託を活用することも必要になってきます。

### (3) 移譲される事務の整理

児童相談所の設置に伴い、児童福祉法に規定されている県の事務の一部が、児童相談所設置市に移譲されることになるため、例えば、里親登録や児童福祉審議会の運営、児童福祉施設の認可、療育手帳の判定などの事務のほか、全国共通ダイヤル 189 の取扱いや児童福祉施設の利用協定などの運用も整理する必要があります。

また、移譲される事務の所管については、市民の利便性の向上や申請処理の効率化などを踏まえ、適切な事務分掌の見直しを図ります。そのうえで、県から漏れなく引き継ぐことができるよう十分に協議し、円滑に移行するためには、県と協力して、必要な手続きや新たな窓口の案内など、市民及び関係機関に対して分かりやすく周知啓発する必要があります。

#### 児童相談所を設置する市が処理する業務

1. 里親に関する事務
2. 児童福祉審議会の設置に関する事務
3. 障害児入所給付費に関する事務
4. 指定障害児入所施設に関する事務
5. 障害児入所医療費に関する事務
6. 児童自立生活援助事業に関する事務
7. 小規模住居型児童養育事業に関する事務
8. 養子縁組に関する事務
9. 児童福祉施設に関する事務 ※助産施設、母子生活支援施設、保育所は除く。
10. 無認可施設に関する事務
11. 特別児童扶養手当・療育手帳の判定に係る事務

近年では、社会的養護において家庭養育優先の取り組みが推進され、包括的な里親支援体制の構築が求められています。里親に関する事務も県から移譲されますが、里親同士の交流や講習会の開催、周知啓発など、広域的に取り組む方が効果的な側面もあるため、里親制度が浸透するよう県との共同的な取り組みも検討するとともに、里親のもとで暮らす子どもや里親が地域でも理解され、包括的に支援が受けられるよう取り組みます。

## (4) 新たな関係機関その他施策との連携

本市が児童相談所を設置することによって、ココエールが関わってきた関係機関に加え、社会的養護としての児童養護施設や里親、司法としての警察、家庭裁判所など、これまで本市の施策との関わりが少なかった、新たな関係機関との連携が必要になります。

### **1.社会的養護**

社会的養護とは、保護者のない子どもや、虐待などの理由によって保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養護することであり、児童養護施設などの施設養護と、里親やファミリーホームによる家庭養護によって行われます。主には、児童相談所による措置によって入所し、措置後も以下の施設等と連携した子どもへの支援が必要になります。

#### (1) 児童養護施設 ※市内に2か所あり

概ね2歳から18歳までの子どもを入所させ、生活・学習指導等を行い、養育する施設

#### (2) 乳児院 ※市内に1か所あり

主に乳児（特に必要な場合は幼児を含む。）を入院させ、養育する施設

#### (3) 児童心理治療施設

家庭環境、学校などの環境上の理由により、社会生活への適応が困難となった子どもを、短期間、入所・通所させて、心理治療・生活指導等を行う施設

#### (4) 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある子ども、家庭環境などの理由により生活指導等を要する子どもを、入所・通所させて指導を行い、自立を支援する施設

#### (5) 母子生活支援施設 ※市内に1か所あり

配偶者のない女子等及びその子どもを入所させ、保護・自立のために生活を支援する施設

#### (6) 障害児入所施設 ※市内に2か所あり

福祉型と医療型があり、障害児を入所させ、生活指導や自活の技能付与等を行う施設

#### (7) 自立援助ホーム

義務教育を終了した20歳未満の子どもで、施設退所等により共同生活を営む住居で、日常的な生活の援助、就業支援等を行う事業

#### (8) 里親（養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親） ※市内に29人登録あり

里親として認定・登録された家庭で、養育困難等の子どもを養育する制度

#### (9) 小規模住居型児童養育施設（ファミリーホーム）

5～6人を家庭で養育する里親を大きくした里親型グループホーム

## 2.警察との関係

児童相談所は、触法少年（14歳未満で刑罰に触れる行為をした少年）の送致やぐ犯少年の通告、棄児・迷子・虐待を受けた子ども、その他警察署で発見した要保護児童の通告、少年補導・非行防止活動などについて、警察との関係がより必要になります。ここ数年、子どもの前で行われる夫婦喧嘩や家庭内暴力も心理的虐待（面前DV）にあたるとして、警察から児童相談所への虐待通告が急増しています。

また、一時保護や立入調査などの際に、子どもや職員などに対する保護者からの加害について、警察から迅速な援助が得られるよう連携を図るとともに、現に子どもに著しい身体的暴力を加えている場合など、緊急性や危険性から判断して警察の援助が必要な場合は、連携して子どもの迅速な保護を図ります。

なお、県は平成30（2018）年4月に、児童相談所と警察の児童虐待に係る事案の共有に関する協定を締結し、児童虐待に係る事案について、それぞれが保有する情報を相互に共有し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めています。

## 3.家庭裁判所との関係

児童相談所は、子どもや保護者の意に反して施設入所などの支援を行う必要があるとして、家庭裁判所に承認を求める場合や、家庭裁判所が調査・審判した結果、児童福祉法による措置が適当と認められ、家庭裁判所から児童相談所に送致される場合などの関わりがあります。

また、家庭裁判所から特別養子縁組の調査を受けた場合、児童福祉の観点から協力することになります。

その他にも、婦人相談所や配偶者暴力相談支援センター、障害者更生相談所、精神保健福祉センター、検察などの関係機関との連携が必要になります。特に、虐待への対応は設置後からすぐに自立した対応が必要であり、県の協力も得ながら、新たな関係機関との連携に向けて、主体的に協議を進めます。

本市が児童相談所を設置することになれば、これまでの県の児童相談所との二元体制とは違い、統一的な方向性で取り組むことが可能になるとともに、情報共有や事業展開を円滑に進めることができるようになり、本市の施策の幅が広がります。

そのため、これまで本市が着実に取り組んできた子育て支援、福祉、教育、保健など各分野の施策に、児童相談所の有する専門性や、新たな関係機関との有機的な連携により、課題を抱える子どもや家庭に対して、きめ細かな支援ができるようになります。

## (5) 機能・連携体制のまとめ

---

機能・連携体制における取り組みの方針は、次のとおりです。

1. 児童相談所とココエールを一体的に整備し、一元的な相談体制にします。
2. 一時保護所は、児童相談所に併設します。
3. 一時保護所は、子どもの権利擁護のための施設として、重点的に整備します。
4. 移譲される事務を整理し、事務分掌の見直しを図り、市民や関係機関に分かりやすく周知啓発します。
5. 新たな関係機関との連携に向けて、主体的に協議します。



## 2.組織体制・職員配置

児童相談所では、強制的な権限や多様な関係機関との連携、多岐にわたる制度の活用、心理検査による判定や見立てなど、高い専門性が求められます。こうした専門性を十分に発揮するためには、これに見合った人材の確保と育成が、非常に重要であるとともに、常に取り組み続けなければならない課題ともいえます。

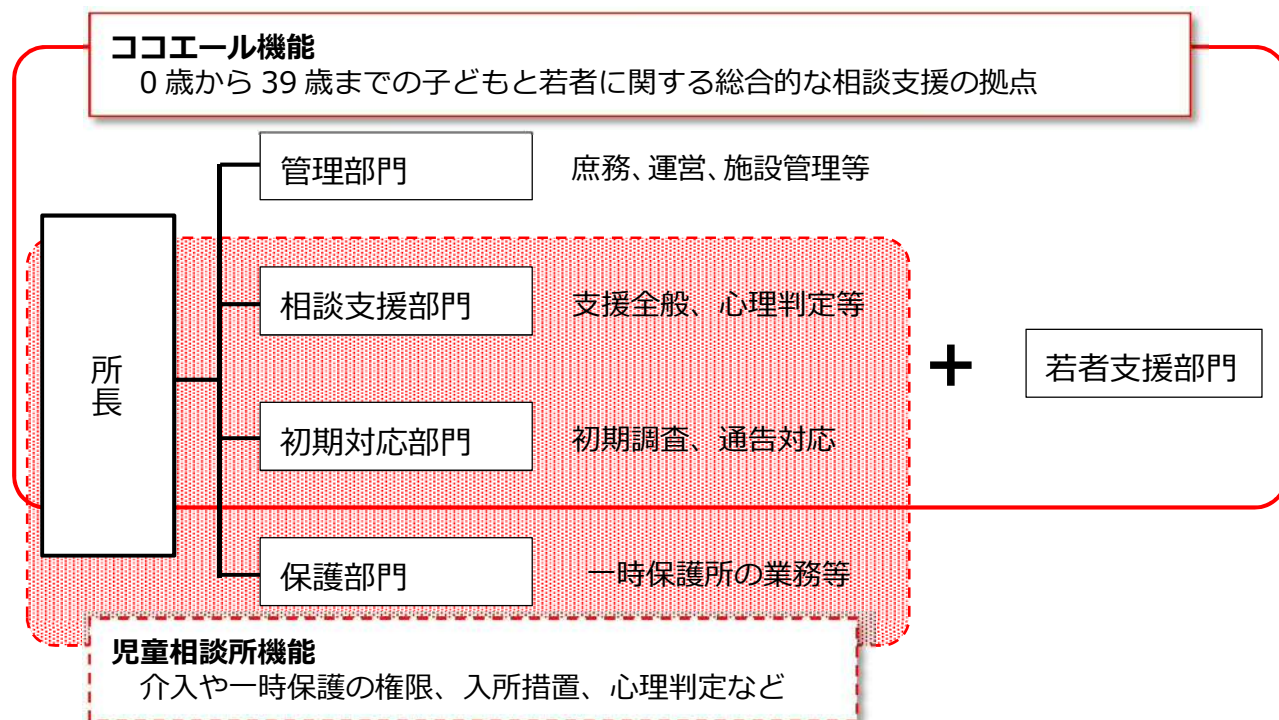
また、複雑な課題を抱えた相談や緊急性・危険性の高い相談に応じていくためには、職員を支え、最大限に機能を発揮できる組織体制がなければ、毅然とした態度や迅速な対応により子どもを守ることはできません。そのため、今後も増え続けるとされる児童虐待相談への的確な対応や、専門性をもった対応ができる組織体制・職員配置が必要です。

### (1) 組織・支援体制のあり方

組織体制については、図4で大まかな業務分担によるイメージを示しています。図3（19ページ）にもあるとおり、0歳から39歳までの子どもと若者に関する総合的な相談支援の拠点であるココエール機能と、介入や一時保護の権限、入所措置、心理判定などの児童相談所機能を一元化し、相談先を集約して対応するための組織体制にします。

全体を統括する所長を組織の長として位置付け、その配下に一時保護所を含め、所長を補佐する職員を配置して、常に組織で判断できる体制にします。

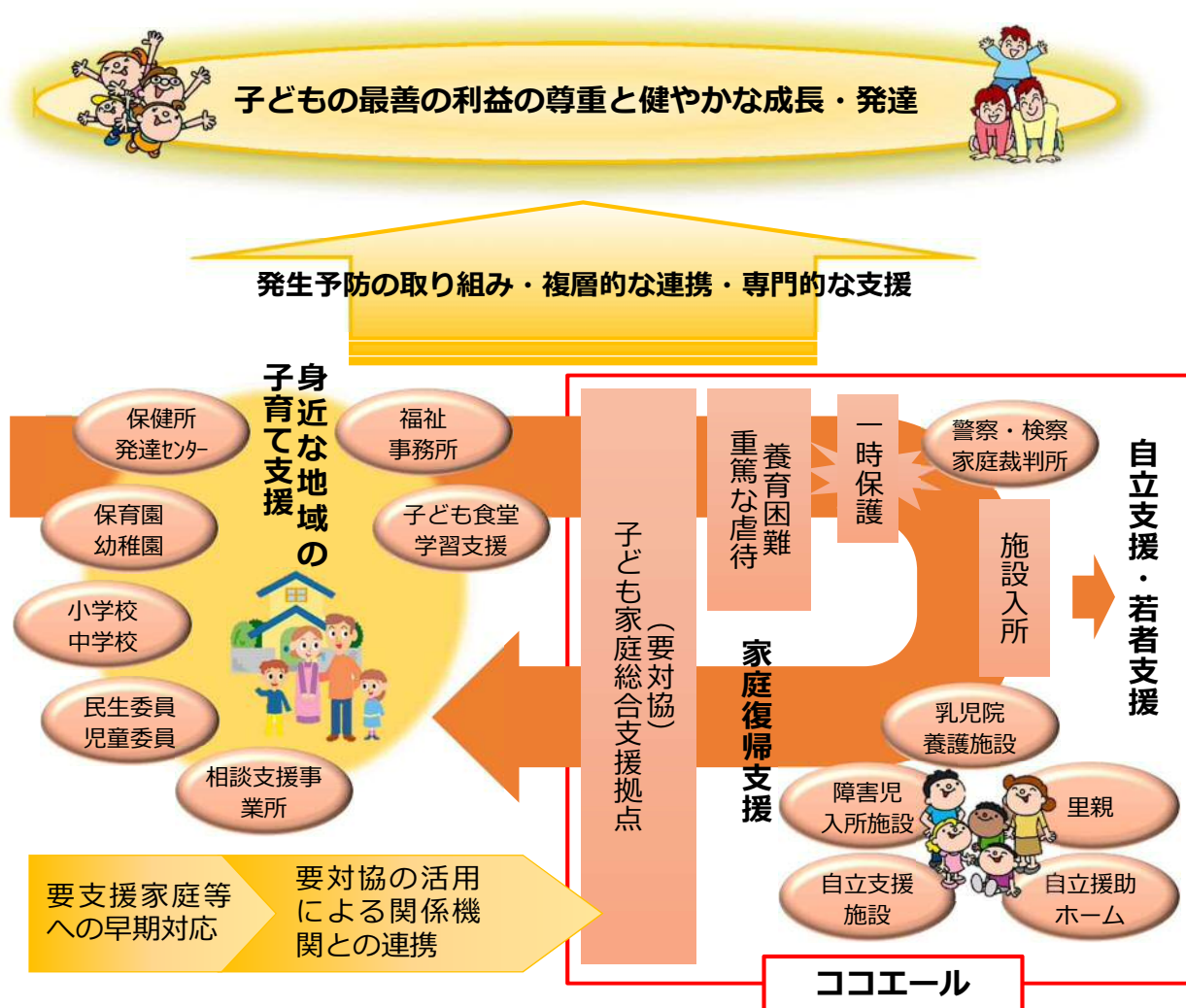
【図4】設置後の組織体制（イメージ図）



児童相談所を含めた児童福祉法による相談対応や社会的養護の支援は、原則 18 歳までとなっていますが、18 歳以降でも課題を抱えたままで、支援を必要とする若者もいます。ココエールでは、0 歳から 39 歳までの子どもと若者に関する総合的な相談支援拠点として、困難を抱える若者やその家族に対して、切れ目のない相談支援に取り組んできました。子ども・若者支援地域協議会を中心とした関係機関との連携による若者支援を、児童相談所と体系的に取り組むことは、他の自治体には見られない特長的な相談体制と考えています。

児童相談所設置に向けて、引き続き、児童養護施設や里親など関係者からの意見も参考にしながら、18 歳以降の若者や社会的養護経験者への有効な施策について検討し、効果的な支援や制度などを実施できる、図 5 で示すような本市ならではの一貫した支援体制を目指します。

【図 5】本市の目指す一貫した支援体制（イメージ図）



## (2) 人材確保、育成及び職員配置

---

児童相談所開設時の円滑な運営に向けて、県への職員派遣を段階的に行い、実務経験を持った職員の育成を図りながら、児童相談所の開設以降にも、採用時期を集中させることなく、継続的に専門職などの職員を採用していきます。

児童相談所設置は、県からの業務移管であり、支援途中の相談を引き継ぐことにもなることから、業務に支障がでないように、開設時には一定数の県職員が本市に派遣されるよう県に協力を依頼し、協議していきます。

設置までの人材育成については、ココエールなどの相談業務に従事しながら、積極的に専門的な研修施設での宿泊型研修を受講させるとともに、県が行う研修にも参加させるなど、あらゆる研修機会を活用して育成を図ります。また、設置後には福祉事務所や保育所、保健所などの人事異動による幅広い経験を積むことで専門性の向上に努め、義務研修・警察との合同訓練などは県の協力を得ながら研修機会を確保します。

令和元年6月に公布された児童福祉法等の改正により、令和4年4月以降は、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置することが求められますが、弁護士や医師の人員確保は困難が予想されます。弁護士の配置について、県では、弁護士による任意団体である「子どもサポート弁護団」との契約が有効に機能していることから、本市でも、まずは弁護団との契約を想定します。

児童相談所に必要な職員は次のとおりですが、児童福祉法等による配置基準に基づく必要があります。その一方で、今後の相談件数の状況や効果的な連携体制、移譲される事務などの検討を踏まえ、子どもを守るための機能が十分に発揮できる体制を目指します。

### <所長>

---

#### ○役割

1. 都道府県知事等の監督を受け、所掌を掌理する
2. 所長として法に定められている権限の行使
3. 児童福祉法第32条により都道府県知事等から委任された権限の行使
4. 各部門の業務の統括
5. 児童相談所を代表しての対外活動を行う

#### ○資格

1. 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
2. 大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
3. 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師
4. 児童福祉司（資格のある者を含む）として2年以上勤務した者
5. その他同等以上と認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

## <児童福祉司>

---

### ○役割

1. 必要な調査、社会診断
2. 子ども、保護者、関係者等に必要な指導
3. 子ども、保護者等の関係調整

### ○資格

1. 医師、社会福祉士、精神保健福祉士
2. 大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの
3. 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの 等

### ○配置基準（令和4年4月1日施行）

人口3万人に1人以上配置

**本市の場合** ※人口は直近（平成27年度）の国勢調査

人口：374,765人 ÷ 30,000人 = 12.49 ≒ 13人（端数切り上げ）

## <児童福祉司スーパーバイザー（SV）>

---

### ○役割

児童福祉司及びその他職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導

### ○資格

児童福祉司として概ね5年以上勤務したもの

### ○配置基準（令和4年4月1日施行）

児童福祉司5人につき1人

**本市の場合**

児童福祉司 SV：13人 ÷ 5人 = 2.6人 ≒ 3人（四捨五入）

## <児童心理司>

---

### ○役割

1. 子ども、保護者等の診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対する心理診断
2. 子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導

### ○資格

1. 医師若しくはこれに準ずる資格を有する者又は大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者若しくはこれに準ずる資格を有する者
2. 公認心理師
3. 大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

○**配置基準**（令和 2 年 4 月 1 日施行）

児童福祉司 2 人につき 1 人

**本市の場合**

児童心理司：13 人 ÷ 2 人 = 6.5 人 ≒ 7 人（四捨五入）

**<児童心理司スーパーバイザー（SV）>**

---

○**役割**

児童心理司及びその他担当職員に対し、専門的な見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導

○**資格**

心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを、少なくとも 10 年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有する者

○**配置基準**

規定なし

**<一時保護所指導員>**

---

○**役割**

1. 一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等一時保護業務全般
2. 児童福祉司や児童心理司等と連携した子どもや保護者等への指導

○**資格**

1. 社会福祉士、精神保健福祉士
2. 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
3. 3 年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの 等

○**配置基準**

- ・2 歳未満・・・幼児 1.6 人につき 1 人以上
- ・2 歳以上 3 歳未満・・・幼児 2 人につき 1 人以上
- ・3 歳以上・・・幼児 4 人につき 1 人以上
- ・小学校始期以降・・・児童 5.5 人につき 1 人以上

**<弁護士>**

---

○**役割**

1. 児童福祉法第 28 条の規定に基づく措置の承認手続き及び第 33 条第 5 項に基づく一時保護の承認手続き並びに親権喪失又は停止の審判の申し立て等の手続きや、法的知識を前提に当該措置等に反対している保護者の説得などの業務
2. 特別養子縁組の申立ての手続きなどの業務

○**配置基準**（令和4年4月1日施行）

法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士配置又はこれに準ずる措置（弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要がある）

**<医師及び保健師>**

---

○**医師の役割**

1. 診察、医学的検査等による子どもの診断（虐待が子どもの心身に及ぼした影響に関する医学的判断）
2. 子ども・保護者等に対する医学的見地からの指示・指導
3. 医学的治療、脳波測定、理学療法等の指示及び監督
4. 児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導
5. 一時保護している子どもの健康管理
6. 医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整

○**保健師の役割**

1. 公衆衛生及び予防医学的知識の普及
2. 育児相談、障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援
3. 子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア、一時保護している子どもの健康管理
4. 医療機関や保健所などとの情報交換や連絡調整

○**配置基準**（令和4年4月1日施行）

所員の中に、医師及び保健師が、それぞれ1人以上含まなければならない

**<里親養育支援児童福祉司>**

---

○**役割**

里親支援機関等と連携しながら、里親委託している家庭への支援を行います。また、子どもと里親を希望している家庭とを選定するための交流や関係調整

○**配置基準**

児童相談所に1人

**<その他の職員>**

---

○**その他**

一時保護所における学習支援のための教員・教員OBや、調理部門の栄養士、調理員、児童相談所における警察官・警察官OB、通訳などの配置も考えられます。

### **(3) 組織体制・職員配置のまとめ**

---

組織体制・職員配置における取り組みの方針は、次のとおりです。

1. 児童相談所とこれまでの若者支援を活かし、体系的に取り組みます。
2. 人材確保、育成については、県の協力を得ながら職員派遣を段階的に実施します。
3. 児童相談所の開設時には、県職員が派遣されるよう協力を依頼します。
4. 県の協力を得ながら、あらゆる研修機会を確保します。
5. 子どもを守るための機能が十分に発揮できる体制を目指します。

### 3.設置場所・施設整備の考え方

児童相談所設置に向けて、設置場所と施設整備の考え方については、市民の利便性や地域住民への影響、組織体制の規模、必要な設備及び併設機能などを考慮しつつ、財政負担・施設保全計画・今後の施策展開などの幅広い観点も踏まえる必要があります。そのため、設置場所や施設整備の検討は、今後の本市にとって大きな影響があるため、慎重に検討を進める必要があります。

#### (1) 設置場所の考え方

東三河児相は、昭和 23 年 6 月に、当時「豊橋地方児童相談所」の名称で開設され、昭和 26 年には東松山町に事務所を新築し、翌年には「豊橋児童相談所」と名称を変更しました。その後、昭和 43 年には、瓦町通一丁目に新築移転しましたが、昭和 47 年には集中管理するため市内にあった一時保護所（定員 10 名）が廃止され、さらに、平成 14 年の県地方機関の再編等により、障害者更生相談所と統合し、現在は「東三河児童・障害者相談センター」として、八町通五丁目にある東三河総合庁舎 1 階に設置され、本市を含む豊川市・蒲郡市・田原市の 4 市を管轄しています。

本市が設置する児童相談所の設置場所については、利用者である市民・子どもの利便性や設置場所の周辺に住む地域住民の生活への理解を得ながら、関係機関相互のアクセスのしやすさなど、多様な要件を考える必要がある一方、財政面を考慮し、設置場所の候補地については、市有地の中から選定することにします。

また、児童相談所の設置場所によって、利用しにくい、機動的ではないなど、児童相談所の果たすべき役割が損なわれることなく、最大限発揮できるために、設置場所については、主に以下のような要件が必要になると考えています。

1. 市内各地への移動時間に偏りがなく、主要幹線道路にアクセスしやすい場所であること
2. 様々な事情を持つ子ども・若者やその家族が、公共交通機関でも立ち寄りやすい場所であること
3. 市役所、警察、保健所など、主な関係機関と極端に離れた場所ではない分かりやすい場所であること
4. 建築・都市計画・防災等の関係法令を満たし、柔軟な施設整備ができる場所であること



## (2) 想定する施設規模

次に、設置場所に必要な広さについてですが、まずは必要となる施設規模を想定する必要があります。表3は、先行して児童相談所を設置している自治体の整備状況ですが、金沢市の児童相談所以外の児童相談所・一時保護所は全て新築で、5自治体いずれも児童相談所と一時保護所は併設又は一体で整備されています。

【表3】先行する自治体の施設規模等

自治体名 (開設時期)		人口 (R2.4)	児童相談所 延床面積	一時保護所 延床面積/定員	職員数	備考	
中核市	金沢市 (H18.4)	450,592人	728㎡	876㎡ (計1,604㎡)	12人	53人	RC造 2階建て
	横須賀市 (H18.4)	398,508人	1,193㎡	1,185㎡ (計2,378㎡)	25人	74人	RC造 2階・3階*
	明石市 (H31.4)	303,587人	1,010㎡	1,015㎡ (計2,025㎡)	25人	70人	鉄骨造 2階建て
特別区	江戸川区 (R2.4)	699,776人	-	- (計4,508㎡)	35人	145人	RC造 4階建て
	荒川区 (R2.7)	217,167人	-	- (計2,036㎡)	10人	88人	RC造 4階建て

\*横須賀市の施設は、地下1階・地上5階建て

先行する自治体の整備状況を参考としつつ、本市の人口規模などから考えると、施設規模は、延床面積2,000㎡前後が想定され、施設構造にもよりますが、駐車場も含めると1,500㎡～3,000㎡以上程度の敷地面積が必要になると想定されます。

また、施設規模については、児童相談所・一時保護所以外に併設する施設や機能の検討によっても変わりますが、子どもや利用者の視点をもって、利用しやすい施設整備を進め、主に以下のような施設規模を想定します。

1. 主に相談業務が中心であるため、プライバシー保護や個別的な配慮を重視します
2. 相談者や保護する子ども、職員などの機能的な動線を踏まえ、開放性と閉鎖性を区別したレイアウトにします
3. 親子の交流や、支援者・支援団体の情報交換など、気軽に利用しやすい開放的なスペースを確保し、明るく、温かい雰囲気を目指します
4. 利用者や職員などの安心・安全のため、死角が少なくなるような視認性を確保しつつ、環境にやさしい施設、障害児（者）へのバリアフリー化、外国にルーツを持つ子ども・保護者への配慮、感染症対策・防災機能を取り入れます

### (3) 児童相談所・一時保護所に必要な設備等

#### 1. 児童相談所エリア

児童相談所エリアについては、障害児の相談から児童虐待に関する相談まで、様々であることから、誰もが安心して気兼ねなく来所できる施設整備をします。また、財政負担を考慮し、新築のほか、既存施設の改修も検討します。

児童相談所エリアには、概ね次の設備等が必要になります。

児童相談所エリア	所長室、職員事務室、受付、相談室、会議室、待合室、カルテ保管室、医務室、心理検査室、心理療法室、所持品保管室、倉庫その他子どもや保護者等の相談援助等に必要な部屋
----------	--

また、訪問・移送等のための公用車のスペースや、事務室における本市の行政情報管理システム・住民情報端末・児童相談システムなどの機器・ケーブル等の整備、支援経過・記録を厳重に保管するための可動式書庫など、必要な器具なども想定して施設整備を図ります。

#### 2. 一時保護所エリア

一時保護所エリアについては、一時保護される子どもの多くが、虐待や非行などの影響により心理的に深い傷を負っているため、子どもと個別に対応できる静養室を設けるなど、子どもが安心して過ごせる環境を整えるとともに、屋外又は屋内で運動ができるようなスペースを確保する必要があります。さらに、強引な引き取り要求のある保護者から子どもを守るためには、不当な侵入を防止するセキュリティ対策や、子どもの逃亡・いじめ・暴行・自傷行為などに対して、できるだけ死角なく見守りできる対策を考えると、既存施設の活用では構造上の制約により改修が難しいため、新築を前提に検討を進めます。

一時保護所エリアには、概ね次の設備等が必要になります。

一時保護所エリア	職員事務室、面接室、居室、学習室、共有スペース、運動スペース、医務室、静養室、調理室、食堂、浴室、トイレ、洗濯室、倉庫 等
----------	---

一時保護所内では、子どもの過敏な感覚や他人との共用などによるストレス・不満を考えると、衛生面に関する配慮が必要であり、清掃のしやすさ・汚れにくさの機能を踏まえた設備や、感染症対策としての空調管理に配慮した施設設計、保護される前に過ごしていた学校に近い環境で学習できる学習室などにも留意する必要があります。

また、刑事事件につながるおそれのある重大な虐待事案は、児童相談所・警察・検察の三機関で子どもに対する協同面接の実施が想定されるため、子どもがリラックスして話ができるような内装、ミラーガラス越しでモニターできる相談室を設置する必要もあります。

## (4) 施設整備等の財源

### 1. 児童相談所

児童相談所の整備に対する財源は、平成 18 年度から一般財源化されていますが、平成 30 年度から、一般財源化前の国庫補助相当額（事業費の 2 分の 1）が施設整備事業債の対象となり、その元利償還金について普通交付税措置が講じられます。さらに、今年度からは、一般単独事業債の充当率が 75%から 90%に引き上げられるとともに、その元利償還金についても 50%は普通交付税措置が講じられ、国による財政支援が拡充されています。

#### 【事業費の内訳イメージ図】

施設整備事業債 (充当率 100%・交付税措置率 100%)	一般単独事業債 (充当率 90%・交付税措置率 50%)	一般財源
-----------------------------------	---------------------------------	------

普通交付税措置

### 2. 一時保護所

一時保護所の整備に対する財源は、次世代育成支援対策施設整備交付金があり、一時保護所の入所定員を基礎とし、個室化などの加算により算定されますが、今年度からは、基礎単価や個別加算が引き上げられました。また、交付金対象経費の自治体負担分における一般単独事業債の充当率が 75%から 90%に引き上げられるとともに、その元利償還金についても 50%は普通交付税措置が拡充されています。

#### 【事業費の内訳イメージ図】

次世代育成支援対策施設整備 交付金	一般単独事業債 (充当率 90%・交付税措置率 50%)	一般単独事業債 (充当率 75%・ 交付税措置率 0%)	一般財源
----------------------	---------------------------------	------------------------------------	------

普通交付税措置

国庫補助

### 3. 運営費

児童相談所に係る運営費については、普通交付税措置が講じられますが、今年度から、国による「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童福祉司の増員など、体制強化に取り組むことができるよう、普通交付税措置が拡充されています。その他にも、人材育成・体制強化等のための事業に対する補助金もあります。

また、一時保護所や児童福祉施設の措置費等については、2 分の 1 が国庫負担金となります。

#### **(4) 設置場所・施設整備の考え方のまとめ**

---

設置場所・施設整備の考え方における取り組みの方針は、次のとおりです。

- 1. 設置場所の選定は、市有地とし、地域住民の理解を得ながら進めます。**
- 2. 子どもや利用者の視点をもって、利用しやすい施設整備を進めます。**
- 3. 一時保護所については、新築を前提として検討を進めます。**

## 第4章 今後の進め方

### 1. 今後の進め方

令和3年度中に、引き続き、有識者会議で意見及び助言を求めるとともに、庁内検討会議で共有し、児童相談所設置を基軸とした児童相談体制について基本構想・基本計画の策定を行う予定です。施設整備に3年程度、人材確保と県や他自治体への職員派遣によるスキルアップには、ある程度の期間が必要になるため、基本構想・基本計画策定後の3～5年を目途に、児童相談所を開設します。

	第1ステップ	第2ステップ	第3ステップ	児童相談所開設
準備業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進地の調査等</li> <li>・基本構想・基本計画の策定</li> <li>・準備室の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務分掌等見直し</li> <li>・システム検討、調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例、規則整備</li> <li>・業務マニュアル等整備</li> <li>・引継ぎ</li> </ul>	
人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所への派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所への派遣</li> <li>・一時保護所への派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県本庁等への派遣</li> <li>・県からの派遣受け入れ</li> </ul>	
施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備の検討</li> <li>・併設機能等の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本設計、実施設計</li> <li>・財源の申請等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事</li> <li>・備品購入等</li> </ul>	
周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内での共有、検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民への説明</li> <li>・関係機関への周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との引継ぎ</li> <li>・市民、地域住民、関係機関への周知</li> </ul>	
県との協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣先等の調整</li> <li>・移管事務の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移管事務の協議</li> <li>・協定内容の協議、検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定の確認、締結</li> <li>・国への政令指定要請</li> </ul>	

## 参考資料 1. 児童相談所設置等に関する有識者会議

### (1) 有識者会議の概要

本市における児童相談所設置の検討にあたり、児童相談所設置の必要性、本市の児童相談所に必要な機能、関係機関との連携などについて、意見等を求めるために設置しました。

### (2) 有識者の名簿

有識者名	性別	現職	経歴等
○築山 高彦	男	岡崎女子短期大学 特任教授	元西三河児童・障害者相談センター長
犬塚 君雄	男	医師	前豊橋市保健所長 元中央児童・障害者相談センター長
河邊 伸泰	男	弁護士	河邊・加藤法律事務所
永田 雅子	女	名古屋大学教授 (心理学)	名古屋大学 心の発達支援研究実践センター長
山田 吉勝	男	豊橋ゆたか学園施設長 (障害児入所施設)	社会福祉法人 豊橋市福祉事業会
萬屋 育子	女	NPO法人CAPNA 理事	元刈谷児童相談センター長

### (3) 会議の開催状況

第1回	令和2年6月26日(金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. これまでの動き</li> <li>2. 現状と課題</li> <li>3. 児童相談所を設置する必要性</li> <li>4. 児童相談所設置のコンセプト</li> <li>5. 児童相談所・一時保護所のあり方</li> </ol>
第2回	令和2年8月28日(金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 組織体制</li> <li>2. 人材確保・育成</li> <li>3. 設置場所・施設整備のあり方</li> <li>4. 施設退所児・10代後半児童への支援</li> </ol>
第3回	令和2年12月4日(金)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会的養護</li> <li>2. 設置のあり方(案)</li> </ol>

#### (4) 有識者会議の主な意見

##### <全般に関する意見>

1. 子どもは守られるばかりの存在ではない。子どもを主役とする視点が重要ではないか。
2. 理念的なところで子どもの最善の利益を守るということは本当に大事なところだと思う。
3. 豊橋市が地域の中で、一体として子どもの支援をしていくという意味では児童相談所を作ることに大いに賛成

##### <機能・連携体制に関する意見>

1. 市独自の一時保護所は設置する方がよい。既存施設ではなく、子どもが安心して過ごせる建物を作るべき。
2. 土日、夜間などの身柄付き通告があり、県の一時保護所は常にパンク状態にあるため、市独自の一時保護所設置は大変有効
3. 県の児童相談所は、児童虐待通告を県警と全件共有をしているため、支援的な相談の取扱いを整理する必要がある。
4. こども発達センターは、虐待対応の専門機関ではないため、日頃の連携強化が必要
5. 警察や検察との連携をどう考えていくのか。三者協同面接に対して、どう対応するのか、考えていかななくてはならない。

##### <組織体制・職員配置に関する意見>

1. 開所時に合わせて福祉職、心理職を採用していくと思われるが、開所以降も計画的に少しずつ採用していくと、国の急な強化要請に対応することができる。
2. 児童相談所のみに従事するのではなく、生活保護や障害関係など福祉分野にもローテーションをすることで、職域が広がる。
3. 児童相談所長の経験から、最終的に所長として判断するためには、弁護士への相談がしやすい体制は欠かせない。

##### <設置場所・施設整備の考え方に関する意見>

1. 相談者にとっては、施設によって相談の印象が変わってしまう。親しみやすく、綺麗な施設が相談のしやすさにつながる。
2. 一時保護所に入るときに、児童相談所を経由しなければ入れない動線にしておけば関門となって守られる。
3. 重大な虐待事案での児童相談所・警察・検察が三者協同面接をする部屋は、子どもがリラックスして話すことができ、また、ミラーガラス越しにモニターできる相談室を設置することが望ましい。





# 愛知県内の児童相談所

## 凡例

センター名  
管轄人口（割合）  
※R2.10.1現在  
管轄市町村名

**一宮児童相談センター**  
790,896人（15.2%）  
一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、  
岩倉市、大口町、扶桑町

**春日井児童相談センター**  
454,732人（8.7%）  
春日井市、小牧市

**豊田加茂児童・障害者相談センター**  
486,002人（9.3%）  
豊田市、みよし市

**海部児童・障害者相談センター**  
326,898人（6.3%）  
津島市、愛西市、弥富市、あま市、  
大治町、蟹江町、飛島村

**西三河児童・障害者相談センター**  
597,050人（11.5%）  
岡崎市、西尾市、幸田町

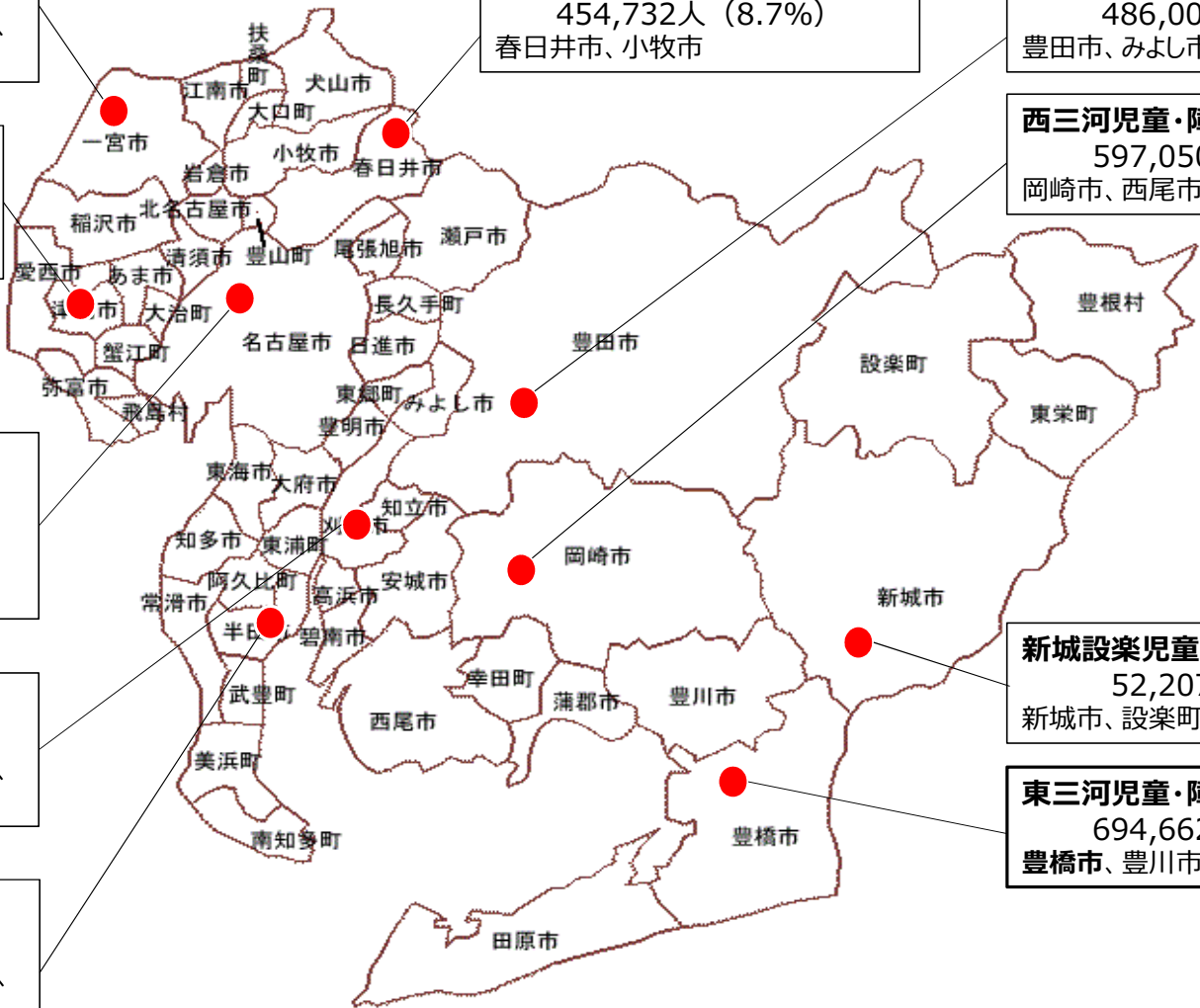
**中央児童・障害者相談センター**  
649,661人（12.5%）  
瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、  
清須市、北名古屋市、長久手市、  
東郷町、豊山町

**刈谷児童相談センター**  
535,716人（10.3%）  
碧南市、刈谷市、安城市、知立市、  
高浜市

**知多児童・障害者相談センター**  
625,161人（12.0%）  
半田市、常滑市、東海市、大府市、  
知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、  
美浜町、武豊町

**新城設楽児童・障害者相談センター**  
52,207人（1.0%）  
新城市、設楽町、東栄町、豊根村

**東三河児童・障害者相談センター**  
694,662人（13.3%）  
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市



(参考) 名古屋市

	所管区域	管轄人口
中央児童相談所	千種・東・北・中・昭和・守山・名東	956,968人
西部児童相談所	西・中村・熱田・中川・港	714,879人
東部児童相談所	瑞穂・南・緑・天白	656,291人

参考資料 2